

# 少年サポーター制度運営要綱の制定について（通達）

平成 14 年 6 月 25 日

熊少第 178 号

少年サポーター制度については、「少年サポーター制度運営要綱の制定について」（平成 11 年 7 月 12 日付け熊少第 2021 号）により運営してきたところであるが、今後の不良行為少年の発見及び継続補導活動並びに被害少年の保護及び支援活動をより効果的に推進するために、「少年サポーター制度運営要綱」を別添のとおり制定し、運用することとしたので遺憾のないようにされたい。  
なお、前記通達は、廃止する。

## 別添

### 少年サポーター制度運営要綱

#### 第 1 趣旨

この要綱は、少年サポーター制度の運営に関し、必要な事項を定める。

#### 第 2 任務

少年サポーター（以下「サポーター」という。）は、不良行為少年（熊本県少年警察活動に関する訓令（平成 10 年熊本県警察本部訓令甲第 8 号）第 2 条第 7 号に規定する不良行為少年をいう。以下同じ。）の発見及び継続補導活動並びに被害少年（熊本県少年警察活動に関する訓令第 2 条第 9 号に規定する被害少年をいう。以下同じ。）の保護及び支援活動（以下「サポート活動」という。）に従事する警察職員（以下「実施担当者」という。）の指導及び助言の下に、不良行為少年及び被害少年（以下「対象少年」という。）に対して、平素におけるきめ細かな訪問活動等を行い、実施担当者と一体となった継続的な支援活動を行うことを任務とする。

#### 第 3 委嘱

1 サポーターは、次に掲げる要件を備えた者の中から、警察本部長が警察本部少年課長（以下「少年課長」という。）の推薦に基づき委嘱するものとする。

- (1) 人格及び行動について社会的信望があること。
- (2) 少年相談、補導活動、教育等に豊富な活動経験又は知識、技能を有すること。
- (3) 対象少年の心情を受け止め理解できる幅広い人間性を有すること。
- (4) 任務を遂行する時間的余裕及び行動力を有すること。

2 前 1 の推薦は、サポーター推薦書（別記様式第 1 号）により行うものとする。

3 警察本部長は、サポーターを委嘱するときは、委嘱状(別記様式第2号)及び肥後っ子サポートセンター少年サポーターの証(別記様式第3号。以下「サポーター証」という。)を交付するものとする。

#### 第4 任期

- 1 サポーターの任期は、1年とし、再任を妨げないものとする。
- 2 サポーターに欠員が生じたときは、新たにサポーターを委嘱するものとし、その者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### 第5 定数

サポーターの定数の基準は、別表のとおりとする。

#### 第6 解嘱

- 1 警察本部長は、サポーターが第3の1に掲げる要件に該当しなくなったとき又は次のいずれかに該当することとなったときは、サポーターを解嘱することができる。
  - (1) 本人から解嘱の申し出があったとき。
  - (2) 死亡したとき。
  - (3) サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。
- 2 警察本部長は、サポーターを解嘱するときは、解嘱通知書(別記様式第4号)を交付して行うものとする。
- 3 少年課長は、サポーターが解嘱されたときは、当該サポーターに対し、サポーター証を返納させるものとする。

#### 第7 研修

少年課長は、サポーターの任務遂行に必要な知識及び技能の向上を図るため、サポーターに対する研修会を年2回以上開催するものとする。

#### 第8 サポーターの指定

少年課長は、対象少年に対し、サポート活動が必要であると認めるときは、当該対象少年及びその保護者に対し、サポーター制度の趣旨、任務等を説明し、同意を得た上で、担当するサポーターを指定するものとする。

#### 第9 活動

指定されたサポーターが行う活動は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 家庭訪問等を行い、対象少年及びその保護者の話の聞き手となること。
- (2) 対象少年及びその保護者に対して助言及び指導すること。
- (3) 家庭訪問等で把握した対象少年及びその家族の状況並びに実施した助言及び指導の状況を、実施担当者に連絡すること。
- (4) その他実施担当者から個別の協力依頼があった事項に関すること。

#### 第10 活動の記録の作成

実施担当者は、サポーターが行ったサポート活動については、「肥後っ子サポートセンター」の設置及び運営要綱の制定について（平成 11 年 3 月 25 日付け熊少甲第 821 号）第 9 に規定するサポート活動経過表に記録するものとする。

#### 第11 運用上の留意事項

少年課長は、サポーターの運用に関し、次の事項に配慮するものとする。

- (1) サポーターは、民間の少年警察ボランティアとして委嘱されたものであり、何ら特別の権限を付与されるものではないことにかんがみ、個々の活動は、実施担当者による指導又は助言の下に行うものとする。この場合において、実施担当者は、サポーターの活動が二次的被害をもたらすことがないよう十分な指導を行うこと。
- (2) サポーターがその活動を通じて知り得た秘密を漏らすことがないよう、委嘱時、協力依頼時等にその趣旨の徹底を図ること。

#### 第12 警察職員の協力等

警察職員は、本制度の趣旨を十分に理解し、サポーターの活動に必要な便宜を供与するよう努めなければならない。

#### 第13 報償

- 1 サポーターに対し、謝金を支給するものとする。
- 2 謝金の支給については、別に定めるところによる。

別記様式・別表（略）